

熊本県公報

第13173号
令和4年(2022年)
10月21日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (障がい者支援課) 1
- 漁船保険付保義務の消滅(岱明加入区)…………… (団体支援課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 令和4年度(2022年度)予算の要領…………… (財政課) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 13
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更…………… (//) 13
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定…………… (//) 13
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 13
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 14
- 道路の区域変更…………… (//) 14
- 道路の区域変更…………… (//) 14
- 道路の供用開始…………… (//) 15
- 道路の供用開始…………… (//) 15
- 道路の供用開始…………… (//) 15

公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 16
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 18
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 18
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (//) 18
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 19
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 19

登 載 依 頼

- 市房第一発電所及び緑川第一発電所水車発電機等予備品購入
に係る随意契約の相手方等…………… (企業局総務経営課) 19

告 示

熊本県告示第713号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
めばえ株式会社 熊本市東区桜木5丁目 9-111	めばえ株式会社 桜木めばえ保育園 熊本市東区桜木5丁目9-111	432200070	令和4年(2022年)10月6日

熊本県告示第714号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成30年(2018年)10月19日熊本県告示第816号で公示した岱明加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和4年(2022年)10月18日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第715号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字女島字狸山 2911番地先から 同所 2911番地先まで	前	19.9 ～ 33.2	12.1	災害復旧工事
			後	19.9 ～ 33.2		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)10月21日

熊本県告示第716号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字女島字女島 826番1地先から 同所 826番1地先まで	前	15.0 ～ 29.6	66.9	災害復旧工事
			後	15.0 ～ 100.9		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)10月21日

熊本県告示第717号

令和4年度(2022年度)熊本県の一般会計の補正予算が令和4年9月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

令和4年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,128,932千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ938,135,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		197,255,612	7,486,753	204,742,365
	1 国庫負担金	43,936,518	2,391,939	46,328,457
	2 国庫補助金	150,713,638	5,090,174	155,803,812
	3 国庫委託金	2,605,456	4,640	2,610,096
2 繰入金		60,061,112	18,781	60,079,893
	1 基金繰入金	59,827,075	18,781	59,845,856
3 繰越金		1,372,525	1,909,345	3,281,870
	1 繰越金	1,372,525	1,909,345	3,281,870
4 諸収入		82,117,923	336,053	82,453,976
	1 受託事業収入	2,818,957	310,119	3,129,076
	2 雑入	10,316,539	25,934	10,342,473
5 県債		79,266,000	1,378,000	80,644,000
	1 県債	79,266,000	1,378,000	80,644,000
歳入合計		927,006,843	11,128,932	938,135,775

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		43,252,838	622,353	43,875,191
	1 企 画 費	8,651,808	622,353	9,274,161
2 民 生 費		108,959,306	2,586,537	111,545,843
	1 社会福祉費	62,329,963	2,477,092	64,807,055
	2 児童福祉費	40,466,604	103,195	40,569,799
	3 災害救助費	1,177,430	6,250	1,183,680
3 衛 生 費		121,973,981	3,827,718	125,801,699
	1 公衆衛生費	106,704,587	3,827,718	110,532,305
4 労 働 費		3,387,934	85,206	3,473,140
	1 職業訓練費	2,775,001	85,206	2,860,207
5 農 水 産 業 林 費		67,528,219	452,474	67,980,693
	1 農 業 費	18,557,127	4,166	18,561,293
	2 畜 産 業 費	2,338,881	730	2,339,611
	3 農 地 費	22,800,546	10,418	22,810,964

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 林 業 費	18,239,007	371,840	18,610,847
	5 水 産 業 費	5,592,658	65,320	5,657,978
6 商 工 費		86,807,316	17,800	86,825,116
	1 商 業 費	76,429,992	17,800	76,447,792
7 土 木 費		91,095,446	772,112	91,867,558
	1 河川海岸費	32,945,672	772,112	33,717,784
8 教 育 費		139,934,459	241,989	140,176,448
	1 教育総務費	33,595,919	174,816	33,770,735
	2 社会教育費	2,092,513	39,464	2,131,977
	3 保健体育費	1,853,384	27,709	1,881,093
9 災 害 復 旧 費		22,508,166	2,522,743	25,030,909
	1 農林水産業 災害復旧費	7,100,817	830,612	7,931,429
	2 土 木 災 害 復 旧 費	9,464,012	1,676,831	11,140,843
	3 教 育 災 害 復 旧 費	359,182	15,300	374,482
歳 出 合 計		927,006,843	11,128,932	938,135,775

第2表 繰越明許費

款	項	金額
1 総務費		千円 60,720
	1 防災費	60,720
2 衛生費		20,000
	1 環境衛生費	20,000
3 農林水産業費		7,476,700
	1 農地費	3,530,000
	2 林業費	3,946,700
4 土木費		13,593,656
	1 道路橋りょう費	7,351,894
	2 河川海岸費	2,813,940
	3 港湾費	537,822
	4 都市計画費	2,890,000
5 災害復旧費		404,804
	1 総務災害復旧費	244,804
	2 農林水産業費 災害復旧費	160,000
合	計	21,555,880

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
夜間中学整備事業 熊 本 市	令和5年度	千円 130,428

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 県立劇場施設整備事業 熊 本 市	令和5年度	千円 788,420	(補正前に同じ)	令和5年度	千円 1,842,189
2 県営農地等災害復旧事業	令和5年度 ～令和7年度	3,500,000	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和7年度	4,300,000
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和5年度	100,000		令和5年度	500,000
	令和6年度	1,700,000		令和6年度	2,100,000
	令和7年度	1,700,000		令和7年度	1,700,000
3 情報処理関連業務	令和5年度 ～令和9年度	291,553	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和9年度	543,007
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和5年度	108,559		令和5年度	270,521
	令和6年度	46,128		令和6年度	68,501
	令和7年度	45,734		令和7年度	68,107
	令和8年度	45,734		令和8年度	68,107
	令和9年度	45,398		令和9年度	67,771

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
教 育 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	千円 3,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
教 育 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	6,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
計	9,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 3,611,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円 3,679,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	329,000	財務省、地方公共団体金	以 内	含め30年以内	758,000			
単県治山事業費	99,000	融機構、会社、その他	(ただし、利率見直し方式で	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、	182,000			
単県河川整備事業費	6,761,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還等	7,289,000			(補正前に同じ)
単県砂防整備事業費	1,446,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	る資金について、利率の見直しを行った後に	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	1,689,000			
治山現年発生単県災害復旧事業費	23,000	(その他)	おいては、当該見直し後の利率)	は借換えをすることができ	41,000			
		工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。						
計	12,269,000				13,638,000			

令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		73,000
	1 港 湾 費	73,000
合	計	73,000

令和4年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

令和4年度熊本県の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139,895千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ927,146,738千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		197,255,612	44,800	197,300,412
	1 国庫補助金	150,713,638	44,800	150,758,438
2 繰越金		1,372,525	95,095	1,467,620
	1 繰越金	1,372,525	95,095	1,467,620
歳 入 合 計		927,006,843	139,895	927,146,738

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業林費		67,528,219	139,895	67,668,114
	1 水産業費	5,592,658	139,895	5,732,553
歳 出 合 計		927,006,843	139,895	927,146,738

熊本県告示第718号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
清風えびす薬局	球磨郡多良木町多良木2833	令和4年（2022年）9月1日

熊本県告示第719号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
	名称		
木屋内科医院 八代市通町5-13	倉本・木屋医院	木屋内科医院	令和4年（2022年）9月1日

熊本県告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
整形外科桜木クリニック	上益城郡益城町広崎1037番地1	令和4年（2022年）10月1日

熊本県告示第721号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

滝の上地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱15号から標柱21号までを順次結んだ線及び標柱21号と標柱1号と標柱15号を結んだ線に囲まれた土地の区域

(追加指定)

標柱番号	市町村	大字・字	番地
1	葦北郡芦北町	大字海浦字瀧邑下	691-1
15	〃	〃	691-5

16	〃	〃	691-1
17	〃	大字海浦字後河内	794-7
18	〃	大字海浦字竹ノ段	866-5
19	〃	〃	〃
20	〃	〃	866-5、866-2
21	〃	大字海浦字瀧邑下	691-3

熊本県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年（2022年）10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字柳迫 4160番地先から 同所 4160番地先まで	前	19.3 ～ 28.3	9.9	災害復旧工事
			後	30.1 ～ 55.1		

2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）10月21日

熊本県告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年（2022年）10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字前ノ平 1106番25地先から 同所 1106番25地先まで	前	56.2 ～ 66.3	52.2	災害復旧工事
			後	56.2 ～ 82.8		

2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）10月21日

熊本県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年（2022年）10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字国見字神畑 600番2地先から 同所	前	8.8 ～ 9.5	36.4	災害復旧工事

		600番1地先まで	後	13.1 ～ 14.8	36.4	
--	--	-----------	---	-------------------	------	--

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)10月21日

熊本県告示第725号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町上坂下 3475番5地先から 同所 3478番1地先まで	20.3	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)10月21日

熊本県告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	金山櫟野線	荒尾市野原字狐谷 998番28地先から 荒尾市野原字山浦 1000番20地先まで	118.0	防交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)10月21日

熊本県告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市森北字地藏ノ上 1457番1地先から 同所 1452番3地先まで	164.2	防交 (改築)

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)10月24日

公 告

熊本県公告第718号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社ほたるの里城河原	天草市五和町城河原	天草市五和町城河原一丁目字村木21番6
株式会社ほたるの里城河原	天草市五和町城河原	天草市五和町城河原一丁目字山仁田128番1ほか2筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字西本浦1005番2ほか2筆
大新ファーム森岡合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4647番
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字平264番1

2 認可年月日

令和4年（2022年）10月11日

熊本県公告第719号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福原字園田1909番1
344.83平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字福原1755番地1
村上 祐果
阿蘇市今町414番地4
村上 慧

熊本県公告第720号

熊本市東区に事務所を置く馬場楠堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西村 清喜	菊池郡菊陽町大字馬場楠412
理事	村田 美仁	菊池郡菊陽町大字曲手288
理事	坂本 幸則	菊池郡菊陽町大字辛川2024
理事	藤本 照義	熊本市東区弓削町750
理事	久保田 堅次	熊本市東区弓削町559
理事	古閑 幸吉	熊本市東区石原3丁目8-23
理事	林田 博幸	熊本市東区吉原町267
理事	南部 継博	熊本市東区上南部4丁目3-23
理事	南部 文明	熊本市東区上南部1丁目16-72
監事	山口 重信	菊池郡菊陽町大字辛川1315
監事	梶田 廣蔵	熊本市東区鹿埴瀬町553
監事	土山 恭生	熊本市東区下南部2丁目16-52
就任		

理事	桑住 講治	菊池郡菊陽町大字曲手155
理事	坂本 哲也	菊池郡菊陽町大字辛川1265
理事	坂本 幸則	菊池郡菊陽町大字辛川2024
理事	中島 清則	熊本市東区鹿帰瀬町600
理事	藤本 照義	熊本市東区弓削町750
理事	宮本 聖徳	熊本市東区石原3丁目6-54
理事	村上 浩一	熊本市東区吉原町1
理事	古谷 誠昭	熊本市東区上南部1丁目9-10
理事	白石 勲	熊本市東区下南部2丁目16-93
監事	高田 秀隆	菊池郡菊陽町大字馬場楠435
監事	梅田 重廣	熊本市東区弓削町543
監事	大津 誠司	熊本市東区上南部3丁目4-22

熊本県公告第721号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市小川町河江字新開446番、同449番2、同458番及び里道の一部
3,818.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市南区井尻二丁目49番25号TRYBOXYOU2階
株式会社アイムホーム

熊本県公告第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2958番13及び同2958番15
374.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡2053番地43
園田 悠也

熊本県公告第723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市泗水町吉富字中道100番35及び同100番8の一部
9,581.84平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市泗水町吉富2885番地1
株式会社藤木運送

熊本県公告第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市松橋町曲野字南田2303番1、同2303番4、同2305番1、同2305番4、同2306番1、同2307番1及び同2308番
4,778.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

株式会社コスモス薬品

熊本県公告第725号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字上生道3441番1
291.84平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市上庄5番地ヴィラビビアン101号
江藤 楓馬
江藤 沙友利

熊本県公告第726号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
HIヒロセスーパーコンボ嘉島上島店
上益城郡嘉島町大字上島2035番1号 他
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) HIヒロセスーパーコンボ新嘉島店
上益城郡嘉島町大字上島2035番1号 他
(変更後) HIヒロセスーパーコンボ嘉島上島店
上益城郡嘉島町大字上島2035番1号 他
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ホームインブルームメントひろせ
大分県大分市大字古国府243番地9
代表取締役社長 中澤 孝志
(変更後) 株式会社ホームインブルームメントひろせ
大分県大分市大字古国府四丁目7番13号
代表取締役社長 中澤 孝志
- 3 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
令和元年（2019年）11月12日
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和3年（2021年）1月18日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
令和4年（2022年）10月21日から令和5年（2023年）2月21日まで

熊本県公告第727号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和4年（2022年）10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
HIヒロセスーパーコンボ嘉島上島店
上益城郡嘉島町大字上島2035番1号 他
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 第1駐車場 建物敷地内 247台
第2駐車場 建物北西側 86台
第3駐車場 建物北側 12台

	合計	345台
(変更後)	第1駐車場 建物敷地内	179台
	合計	179台
(2)	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	
(変更前)	第1駐車場	4箇所 建物敷地内
	第2駐車場	2箇所 建物北西側
	第3駐車場	2箇所 建物北側
	合計	8箇所
(変更後)	第1駐車場	4箇所 建物敷地内
	合計	4箇所

3 変更する年月日
令和5年(2023年)5月27日

4 届出年月日
令和4年(2022年)9月26日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
令和4年(2022年)10月21日から令和5年(2023年)2月21日まで

熊本県公告第728号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 福岡県福岡市中央区薬院三丁目16番27号
- 2 築造者の氏名 ビジネス・ワンホールディングス株式会社
- 3 道路の位置 宇土市宮庄町字池田80番4、同106番4、同107番3並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.08メートルから4.80メートルまで
- 5 道路の延長 86.95メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)10月5日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第87号

熊本県公告第729号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市松橋町古保山字一ツ橋2347番1、2348番1、2349番、2350番3、2373番、2374番、2375番1、2375番3、2375番4、2376番、2380番、2382番1、2383番、2385番、2386番2、2387番、2390番、宇城市松橋町古保山字一本松2500番3、2506番、2508番、2512番、2513番1、2514番、2516番、2519番、2520番1、2522番、2523番、2527番1、2527番2、2540番1、2540番3、2540番4、及び里道(無番地)、水路(無番地)69、160.75平方メートル(確定)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び指名
熊本市中央区新大江一丁目21番15号
有限会社あらせホールディングス

登載依頼

熊本県企業局公告第5号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年(2022年)10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
市房第一発電所及び緑川第一発電所水車発電機等予備品 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企業局総務経営課財産経理班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年(2022年)9月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東芝エネルギーシステムズ株式会社国内営業統括部
福岡県福岡市中央区長浜2丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
131,560,000円
(うち消費税及び地方消費税の額11,960,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
本物品は発電所の仕様に合わせて製作される特注品であるため、市房第一発電所の水車発電機等更新工事を受注した東芝・球磨電設特定建設工事共同企業体及び緑川第一発電所の水車発電機等更新工事を受注した東芝・九設特定建設工事共同企業体のうち、メーカーである東芝エネルギーシステムズ株式会社が設計製作したものであり、同社のみが所有している設計データ、図面類に基づいた部品の調達が必要であることから、他社から調達することはできない。
以上のことから、特例政令第11条第1項第2号に該当するため随意契約とした。